船橋楼又は船尾楼は、隔壁の開口が閉じられたときに乗組員が最上層の全通暴露甲板上又はこれの上方から船楼内にある機関区域その他の作業区域に行くためにいつでも使用することができる別の通路装置が設けられていない限り、閉囲されているものとはみなされない。

(c) 船楼の高さとは、船側において船楼甲板ビームの上面からフリーボード甲板ビームの上面までを測った最小の垂直の高さをいう。

(d) 船楼の長さ（S）とは、長さ（L）の範囲内にある船楼の部分の平均の長さをいう。

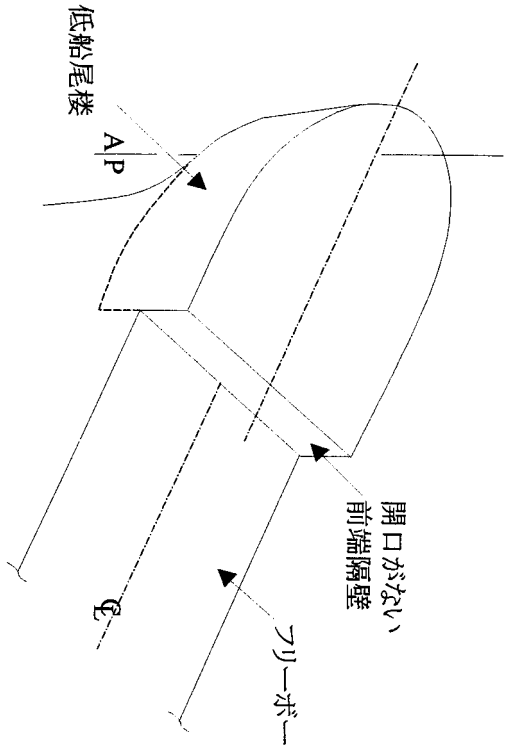
(e) 船橋楼
船橋楼とは、船首垂線又は船尾垂線のいずれにも達しない船楼をいう。

(f) 船尾楼
船尾楼とは、船尾垂線から船首垂線の後方の位置まで前方にわたる船楼をいう。船尾楼は、船尾垂線の後方の位置を起点とすることができる。

(g) 船首楼
船首楼とは、船首垂線から船尾垂線の前方の位置まで後方にわたる船楼をいう。船首楼は、船首垂線の前方の位置を起点とすることができる。

(h) 全通船楼
全通船楼とは、少なくとも船首垂線から船尾垂線までわたる船楼をいう。

(i) 低船尾楼
低船尾楼とは、船尾垂線から前方に及ぶ船楼であって、通常の船楼を超えない高さを一般的に有し、及び開口がない前端隔壁（有効な内ぶた及びボルト締めのマンホールのふたを備える非開閉型の舷窓）を有する船楼をいう（第三―四図参照）。



第三―四図

(11) 船楼甲板
船楼甲板とは、船楼の上部境界を形成する甲板をいう。

(12) 平甲板船
平甲板船とは、フリーボード甲板上に船楼を有しない船舶をいう。

(13) 風雨密
風雨密とは、いかなる海面状態においても船内に浸水しないことをいう。

(14) 水密
水密とは、受け得る最大の水高による圧力に対し、適当な余裕をもって、いかなる方向においても構造内の水の通過を防止することができることをいう。

(15) ウェル
ウェルとは、外気にさらされる甲板上で水が溜まり得る場所をいう。ウェルは、二以上の側面を甲板構造物によって閉囲された甲板区域とみなす。

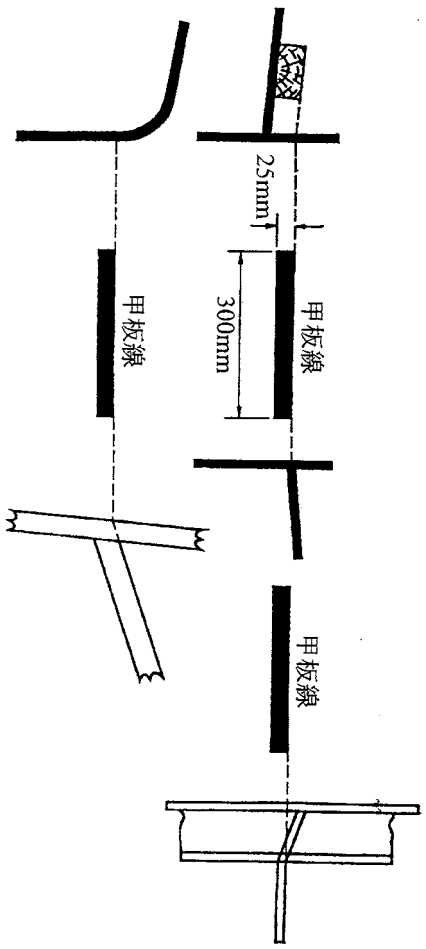
(16) 「二千八年ISコード」とは、決議二六七（八五）によって採択された二千八年の非損傷時復原性に関する国際コードであって導入、A部（同部の規定は、義務として取り扱う。）及びB部（同部の規定は、勧告として取り扱う。）から成るものをいう。ただし、次のものを含む。

.1 当該コードの導入及びA部の改正であって千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の千九百八十八年の議定書の附属書Bに適用する改正手続に関する同議定書第六条の規定に従って採択され、かつ、効力を生ずるもの

.2 コードのB部の改正であってその手続規則に従い海上安全委員会によって採択されるもの

第四規則　甲板線

甲板線は、長さ三百ミリメートル、幅二十五ミリメートルの水平線とする。甲板線は、船舶の中央における両側に表示されるものとし、また、その上縁は、通常は、フリーボード甲板の上面を外方に延長して外板の外面と交わる点を通るものとする（第四―一図参照）。もっとも、フリーボードが相応に修正されることを条件として、船舶の他の一定の点を基準として甲板線の位置を定めることができる。この基準点の位置及びフリーボード甲板は、全ての場合に、国際満載喫水線証書に明記しなければならない。



第四―一図